

桑名市告示第88号

桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宅配ボックスや置き配バックを購入し、設置する者に対し、予算の範囲内において、家庭用宅配ボックス等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宅配ボックス等 配達された物品の一時保管のための荷受箱等であって、次のいずれにも該当するもの。

ア 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートル以上ある物品を収納することが可能なもの

イ 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の器具（以下「固定具」という。）で固定されたもの

ウ 受取人のみが確実に受け取ることができる盗難防止のための器具（以下「防犯器具」という。）を備えているもの

(2) 住宅 市内にある自己の居住の用に供する住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 一戸建ての住宅

イ 集合住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 申請日の属する年度に宅配ボックス等を購入し、自らが居住する市内の住宅に設置した者

(2) 申請日時時点で、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 集合住宅に居住する場合、宅配ボックス等を設置可能であり、物件管理会社等の設置許可を受けた者

(4) 当該年度に、本事業と補助対象が重複する国又は地方公共団体の補助を受けていない者

(5) 世帯員全員が市税等を滞納していない世帯に属する者

(6) 桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱（令和2年桑名市告示第146号）第3条各号のいずれにも該当しない者

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、宅配ボックス等の設置に係る費用のうち、宅配ボックス等、固定具及び防犯器具の購入にかかる費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1に相当する額又は10,000円のいずれか低い額とする。

2 前項の補助対象費用には、消費税及び地方消費税は含まないものとし、補助対象費用の2分の1に相当する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付対象となる宅配ボックス等の個数は、補助対象者の属する世帯につき1個とする。

4 補助金の交付の回数は、補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象費用に係るレシート又は領収書(購入店、購入日、購入品名及び購入金額等が確認できるもの)

(2) 商品カタログ等(寸法等がわかるもの)の写し

(3) 宅配ボックス等設置後の状況が確認できる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付（不交付）決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付方法)

第8条 補助金の交付方法は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付に係る宅配ボックス等について、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて宅配ボックス等を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部（交付した補助金額を上限とする。）を市に納付させることができる。

(検査等)

第10条 市長は、この告示による事業に関して必要があると認めるときは、補助金を申請した者又は補助金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（宛先）桑名市長

申請者 住所
氏名

桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付申請書

下記のとおり、桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金の交付を受けたいので、桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額等

交付申請金額 (交付請求額)	円（上限10,000円） ※ 購入に要した費用（税抜）の2分の1（1,000円未満切り捨て）	
設置住宅 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅（マンション・アパート等）	
集合住宅の確認事項 (全て確認し <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 集合住宅のルール上、宅配ボックス等設置可能である。 <input type="checkbox"/> 物件管理会社等より設置許可を得ている。	
購入した商品 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 固定型（土地・建物に固定するタイプ） <input type="checkbox"/> 簡易型（土地・建物に固定しないタイプ。バック等）	
購入に要した費用	円（税抜）	
購入日（支払日）	(1) 宅配ボックス等	年 月 日
	(2) 固定具及び防犯器具	年 月 日
設置日	年 月 日	
補助対象要件 確認事項 (全て確認し <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートル以上ある物品を収納することが可能である。 <input type="checkbox"/> 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の器具で固定されている。 <input type="checkbox"/> 受取人のみが確実に受け取ることができる盗難防止のための器具を備えている。	
添付書類	(1) 購入に要した費用がわかるレシート又は領収書 ※購入店・購入日・購入品名・購入金額・ポイント支払額（該当する場合）が確認できるもの (2) 購入製品のカタログ等（寸法等がわかるもの）の写し (3) 宅配ボックス等設置後の状況が確認できる写真	

2 申請者及び同一世帯員について

申請者情報	
氏名	
フリガナ	
生年月日（和暦）	年 月 日
電話番号	
メールアドレス	
世帯主氏名	申請者と同じ ・ （ ）

同一世帯員	氏名	フリガナ

3 補助金の振込先

金融機関	銀行 金庫 組合	本・支店（所）	本店 支店 出張所
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 確認のため、振込口座通帳等の写しを添付してください。

次の事項について確認のうえ、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。
<input type="checkbox"/> 申請者および同一世帯員について、本申請の内容審査のため、住民基本台帳及び市税の納税状況を、市の保有する公簿等により確認することについて、同意します。
<input type="checkbox"/> 私は、桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱第3条に規定する者に該当せず、以下のことについて同意します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱第3条に該当する者の申請であるかを確認する必要がある場合は、所管の警察署へ照会することがあります。 ・ 交付決定後に、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還いたします。

第 号
年 月 日

様

桑名市長

桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金については、桑名市家庭用宅配ボックス等設置補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付する

交付決定額 円

交付しない

不交付となった理由